

おむつ等支給事業給付券が利用できる事業所

薬 局 名 等	電話番号	住 所
イゲタヤ薬局	41-0943	碧南市道場山町 2-10-2
明治薬局	48-1426	碧南市吹上町 2-45
長田薬局	48-2722	碧南市源氏町 3-70
スギ薬局（碧南伏見店）	48-3555	碧南市伏見町 3-26
スギ薬局（碧南新川店）	46-0300	碧南市相生町 5-45-1
スギ薬局（碧南城山店）	43-6300	碧南市城山町 1-6
スギ薬局（大浜店）	43-3071	碧南市羽根町 3-7-1
スギ薬局（碧南雨池店）	45-2311	碧南市雨池町 1-2
スギ薬局（碧南坂口店）	45-7571	碧南市坂口町 1-37-1
スギ薬局（碧南幸店）	93-2608	碧南市幸町七丁目65番地 カネスエ碧南幸町店1階
サンドラッグ碧南幸町店	43-5975	碧南市幸町5丁目5番地

おむつ等支給事業給付券の利用について

- 1 給付券の対象品はおむつ又は、おむつ交換時に使用するものとして次のとおりです。

対象品	説明
紙おむつ、尿取りパット、リハビリパンツ及びこれらに類するもの	<u>下着の代替もしくは下着と併用するもので、要介護者の身体に常に直接触れ、かつ吸水性のあるもの</u>
使い捨て手袋	介護者の衛生面を保護するためのもの
清拭剤、ドライシャンプー及びこれらに類するもの	<u>清潔保持のため、要介護者の身体に使用し、水で洗い流す必要のないシート・泡・スプレータイプ等のもの</u>
おしり拭き、脱脂綿、ガーゼ及びこれらに類するもの	<u>要介護者のおむつ交換の際に身体を拭く使い捨てのもの</u>

※対象外となるもの

例：防臭袋、消臭・芳香剤、防水・消臭シート、トイレマット

パジャマ、下着、布団カバー・シーツ、タオル、バスタオル等

- 2 給付券は市が指定した店舗でご利用できます。
(裏面の事業所一覧を参照してください。)
- 3 給付券を利用するときは、支給対象者の氏名を給付券の裏面に記入してください。
- 4 給付券は記載のある日まで有効です。
- 5 紛失しても再発行はいたしません。
- 6 病院に入院、施設に入所中は利用できません。期間内に利用できなかった給付券は返還してください。
- 7 給付券に記載された支給金額未済で利用してもおつりはできません。
- 8 給付券に記載された支給金額を超えて利用するときは、支給金額を超える分は実費でお支払ください。
- 9 給付券は1ヶ月あたり3,000円です。
(重度要介護認定者は6,250円です。)